

款	項	目					
2	2	2	担当部局・課名		市民部 課税課		
事業区分		その他事業（管理部門経費等）		—			
事業名			事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)	
賦課経費			①	委 託 料	①業務委託料（物件費）	69,163	
				②	委 託 料	③施設機器等管理委託料	543
				③	使用料及び賃借料	⑥事務機器等借上料	9,908
				④	使用料及び賃借料	⑨その他使用料及び賃借料	1,786
				⑤			
実施計画No,							
* 三次市予算に関する説明書			⑥（①～⑤の計） ➡			81,400	
該当ページ			72 / 頁	⑦その他の節など（上記以外）の合計額 * 該当なし"0"を挿入 ➡			21,578
			73 / 頁	⑧（⑥+⑦）事業合計額 ➡			102,978
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)	
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他		
令和7年度 (予定) 特定財源内訳	102,978				2,987	99,991	
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称					
	国庫支出金						
	県支出金						
	負担金	諸証明手数料2,559千円, 臨時運行許可手数料427千円, 公簿閲覧手数料1千円					
事業内容 及びその目的 (めざすもの)		本業務は、固定資産評価システムや確定申告支援システム等における税制改正の対応や、適正な賦課、納税告知のための賦課業務全般に要する経費。令和7年度では、システム標準化に向けた申告支援システムの構築、物価高騰対応重点支援（給付金・定額減税一体支援枠）の不足額給付に係るシステム改修、令和9基準年度固定資産評価替えの対応を図る。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表／状況写真／図面等	①12.委託料（①業務委託料（物件費）） 69,163千円 ・物価高騰対応重点支援に係る給付金不足額給付に係るシステム改修業務委託料等 1,567,500円 ・固定資産税標準宅地の時点修正業務委託料 7,506,840円 ・標準宅地の鑑定評価業務 36,880,800円 ・土地評価替えに伴う路線価比準業務委託料【R7-R8債務負担行為】 6,040,320円 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域土地データ抽出・取込業務委託料 2,407,900円 ・納税通知書封入封滅業務委託料 他 14,759,640円						
	②12.委託料（③施設機器等管理委託料） 543千円 ・特別徴収圧着メールサーバー保守業務委託料 176,880円 ・確定申告支援システム保守業務委託料 他 365,750円						
	③13.使用料及び賃借料（⑥事務機器等借上料） 9,908千円 ・土地評価システム, 家屋評価システム借上料 7,735,200円 ・確定申告支援システム借上料 他 2,172,456円						
	④13.使用料及び賃借料（⑨その他使用料及び賃借料） 1,786千円 ・住民税申告書作成システム利用料 280,562円 ・住民税（年金特徴）, 電子申告及び国税連携ASPサービス利用料 1,504,800円						
別添資料	⑦その他の経費 21,578千円 旅費70,000円, 需用費6,002,000円, 役務費9,963,000円, 負担金, 補助及び交付金5,543,000円						
無 (一覧表／図面等)							
継続事業＞過去実績を検証して、変更した点（ICTの導入、DX等による手続きの簡素化、事業内容見直し、対象者拡大など）または、継続としたその主な理由（要綱等の定め、費用対効果が大きい、対象が限定的、地域等との協議に基づく取組など）							
市役所前駐車場整備により、駐車場枠が増えるため、確定申告相談期間の駐車場内誘導業務、駐車場借上料を廃止した。また、標準化後のシステム体制を検討し、確定申告支援システムを基幹システムに取り込み、業者を統一することで保守業務を減額した。「地方税法」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。							

款	項	目																							
2	2	2	担当部局・課名		市民部 収納課																				
事業区分		その他事業（管理部門経費等）		—																					
事業名			節名称	細節名称	予算額（千円）																				
徴収経費			① 役 務 費	④手数料	14,928																				
			②																						
			③																						
			④																						
			⑤																						
実施計画No,																									
* 三次市予算に関する説明書			⑥（①～⑤の計） ➡		14,928																				
該当ページ		72 / 頁	⑦その他の節など（上記以外）の合計額 * 該当なし"0"を挿入 ➡		10,834																				
		75 / 頁	⑧（⑥+⑦）事業合計額 ➡		25,762																				
歳入に関する項目	予算額（千円）	⑧	特定財源内訳（千円）			一般財源（千円）																			
			国庫支出金	県支出金	市債		負担金等その他																		
令和7年度 （予定） 特定財源内訳	25,762				191	25,571																			
	財源区分		補助金・負担金・交付金等の名称																						
	国庫支出金																								
	県支出金																								
	負担金		システム利用者負担金191千円																						
事業内容及びその目的 （めざすもの）		本業務は、トータル収納、市役所等窓口キャッシュレス化事業、オンライン行政サービス事業に係る手数料で、コンビニ、口座振替 F B（ファームバンキング）、クレジット、ペイジー、スマートフォン等の収納チャンネルを導入し、また、時間や距離的に制約のある市民の皆様がサービスを利用しやすい環境を整備するとともに、収納事務の一元化を推進するもの。																							
事業の積算根拠等 （詳細説明） 事業一覧表／状況写真／図面等	①11.役務費（④手数料） 14,928千円																								
	<table><tr><th>項目</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td>コンビニ・スマートフォン収納サービス手数料</td><td>6,503,200</td></tr><tr><td>コンビニ・スマートフォン料金収納データ変換業務／料金徴収手数料</td><td>2,675,200</td></tr><tr><td>口座振替ファームバンキング手数料</td><td>633,600</td></tr><tr><td>クレジット納付取扱手数料</td><td>1,800,000</td></tr><tr><td>インターネット型クレジット収納手数料</td><td>2,767,849</td></tr><tr><td>市役所等窓口キャッシュレス化事業に係る手数料</td><td>53,920</td></tr><tr><td>オンライン行政サービス手数料</td><td>76,279</td></tr><tr><td>滞納整理手数料</td><td>417,015</td></tr><tr><td>計</td><td>14,927,063</td></tr></table>					項目	金額（円）	コンビニ・スマートフォン収納サービス手数料	6,503,200	コンビニ・スマートフォン料金収納データ変換業務／料金徴収手数料	2,675,200	口座振替ファームバンキング手数料	633,600	クレジット納付取扱手数料	1,800,000	インターネット型クレジット収納手数料	2,767,849	市役所等窓口キャッシュレス化事業に係る手数料	53,920	オンライン行政サービス手数料	76,279	滞納整理手数料	417,015	計	14,927,063
	項目	金額（円）																							
	コンビニ・スマートフォン収納サービス手数料	6,503,200																							
	コンビニ・スマートフォン料金収納データ変換業務／料金徴収手数料	2,675,200																							
	口座振替ファームバンキング手数料	633,600																							
	クレジット納付取扱手数料	1,800,000																							
	インターネット型クレジット収納手数料	2,767,849																							
	市役所等窓口キャッシュレス化事業に係る手数料	53,920																							
	オンライン行政サービス手数料	76,279																							
滞納整理手数料	417,015																								
計	14,927,063																								
    																									
⑦その他の経費 10,834千円																									
報償費21,000円、旅費84,000円、需用費540,000円、通信運搬費9,744,000円、委託料345,000円 負担金100,000円																									
別添資料		無																							
（一覧表／図面等）																									
継続事業＞ 過去実績を検証して、変更した点（ICTの導入、DX等による手続きの簡素化、事業内容見直し、対象者拡大など）または、継続としたその主な理由（要綱等の定め、費用対効果が大き、対象が限定的、地域等との協議に基づく取組など）																									
「地方税法」、「国税徴収法」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。 市役所及び各支所の窓口において、キャッシュレス化を推進し、諸証明の発行手数料等についてキャッシュレス化を図っている。																									

マイナンバーカード男女・年齢別交付数・交付率一覧(令和7年1月31日現在)

年齢	人口(人)			交付枚数(枚)			交付枚数率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0	121	138	259	75	91	166	61.98%	65.94%	64.09%
1	146	131	277	89	74	163	60.96%	56.49%	58.84%
2	150	138	288	124	107	231	82.67%	77.54%	80.21%
3	159	144	303	127	122	249	79.87%	84.72%	82.18%
4	169	149	318	137	114	251	81.07%	76.51%	78.93%
5	180	159	339	153	123	276	85.00%	77.36%	81.42%
6	166	178	344	142	135	277	85.54%	75.84%	80.52%
7	184	175	359	141	142	283	76.63%	81.14%	78.83%
8	182	174	356	140	134	274	76.92%	77.01%	76.97%
9	196	180	376	158	149	307	80.61%	82.78%	81.65%
10	195	205	400	150	155	305	76.92%	75.61%	76.25%
11	204	202	406	159	157	316	77.94%	77.72%	77.83%
12	221	190	411	178	143	321	80.54%	75.26%	78.10%
13	211	222	433	162	173	335	76.78%	77.93%	77.37%
14	245	195	440	192	154	346	78.37%	78.97%	78.64%
15	212	193	405	165	151	316	77.83%	78.24%	78.02%
16	235	228	463	191	187	378	81.28%	82.02%	81.64%
17	223	196	419	186	157	343	83.41%	80.10%	81.86%
18	233	222	455	196	190	386	84.12%	85.59%	84.84%
19	192	186	378	171	153	324	89.06%	82.26%	85.71%
20	183	205	388	140	167	307	76.50%	81.46%	79.12%
21	197	205	402	154	168	322	78.17%	81.95%	80.10%
22	206	182	388	158	148	306	76.70%	81.32%	78.87%
23	219	161	380	158	114	272	72.15%	70.81%	71.58%
24	192	145	337	130	108	238	67.71%	74.48%	70.62%
25	180	167	347	136	131	267	75.56%	78.44%	76.95%
26	204	155	359	148	119	267	72.55%	76.77%	74.37%
27	184	186	370	136	142	278	73.91%	76.34%	75.14%
28	171	173	344	123	137	260	71.93%	79.19%	75.58%
29	207	187	394	150	151	301	72.46%	80.75%	76.40%
30	194	189	383	140	157	297	72.16%	83.07%	77.55%
31	223	191	414	153	161	314	68.61%	84.29%	75.85%
32	215	185	400	172	155	327	80.00%	83.78%	81.75%
33	218	164	382	155	128	283	71.10%	78.05%	74.08%
34	220	203	423	169	171	340	76.82%	84.24%	80.38%

年齢	人口(人)			交付枚数(枚)			交付枚数率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
35	245	185	430	188	143	331	76.7%	77.30%	76.98%
36	224	182	406	170	150	320	75.89%	82.42%	78.82%
37	219	227	446	161	192	353	73.52%	84.58%	79.15%
38	253	227	480	198	190	388	78.26%	83.70%	80.83%
39	236	269	505	171	214	385	72.46%	79.55%	76.24%
40	275	230	505	209	188	397	76.00%	81.74%	78.61%
41	255	264	519	194	223	417	76.08%	84.47%	80.35%
42	293	236	529	224	192	416	76.45%	81.36%	78.64%
43	277	236	513	218	203	421	78.70%	86.02%	82.07%
44	265	263	528	212	230	442	80.00%	87.45%	83.71%
45	263	249	512	209	203	412	79.47%	81.53%	80.47%
46	303	286	589	241	248	489	79.54%	86.71%	83.02%
47	308	299	607	238	251	489	77.27%	83.95%	80.56%
48	322	322	644	249	267	516	77.33%	82.92%	80.12%
49	374	339	713	288	278	566	77.01%	82.01%	79.38%
50	388	347	735	301	297	598	77.58%	85.59%	81.36%
51	369	335	704	283	287	570	76.69%	85.67%	80.97%
52	335	307	642	258	252	510	77.01%	82.08%	79.44%
53	339	326	665	251	265	516	74.04%	81.29%	77.59%
54	292	295	587	224	245	469	76.71%	83.05%	79.90%
55	290	290	580	229	242	471	78.97%	83.45%	81.21%
56	321	298	619	248	251	499	77.26%	84.23%	80.61%
57	337	314	651	267	260	527	79.23%	82.80%	80.95%
58	220	204	424	187	182	369	85.00%	89.22%	87.03%
59	270	296	566	220	260	480	81.48%	87.84%	84.81%
60	255	284	539	214	249	463	83.92%	87.68%	85.90%
61	286	276	562	229	235	464	80.07%	85.14%	82.56%
62	261	292	553	233	255	488	89.27%	87.33%	88.25%
63	275	301	576	232	265	497	84.36%	88.04%	86.28%
64	328	353	681	281	312	593	85.67%	88.39%	87.08%
65	346	329	675	291	299	590	84.10%	90.88%	87.41%
66	361	332	693	306	288	594	84.76%	86.75%	85.71%
67	334	336	670	296	299	595	88.62%	88.99%	88.81%
68	313	345	658	278	307	585	88.82%	88.99%	88.91%
69	357	376	733	313	341	654	87.68%	90.69%	89.22%

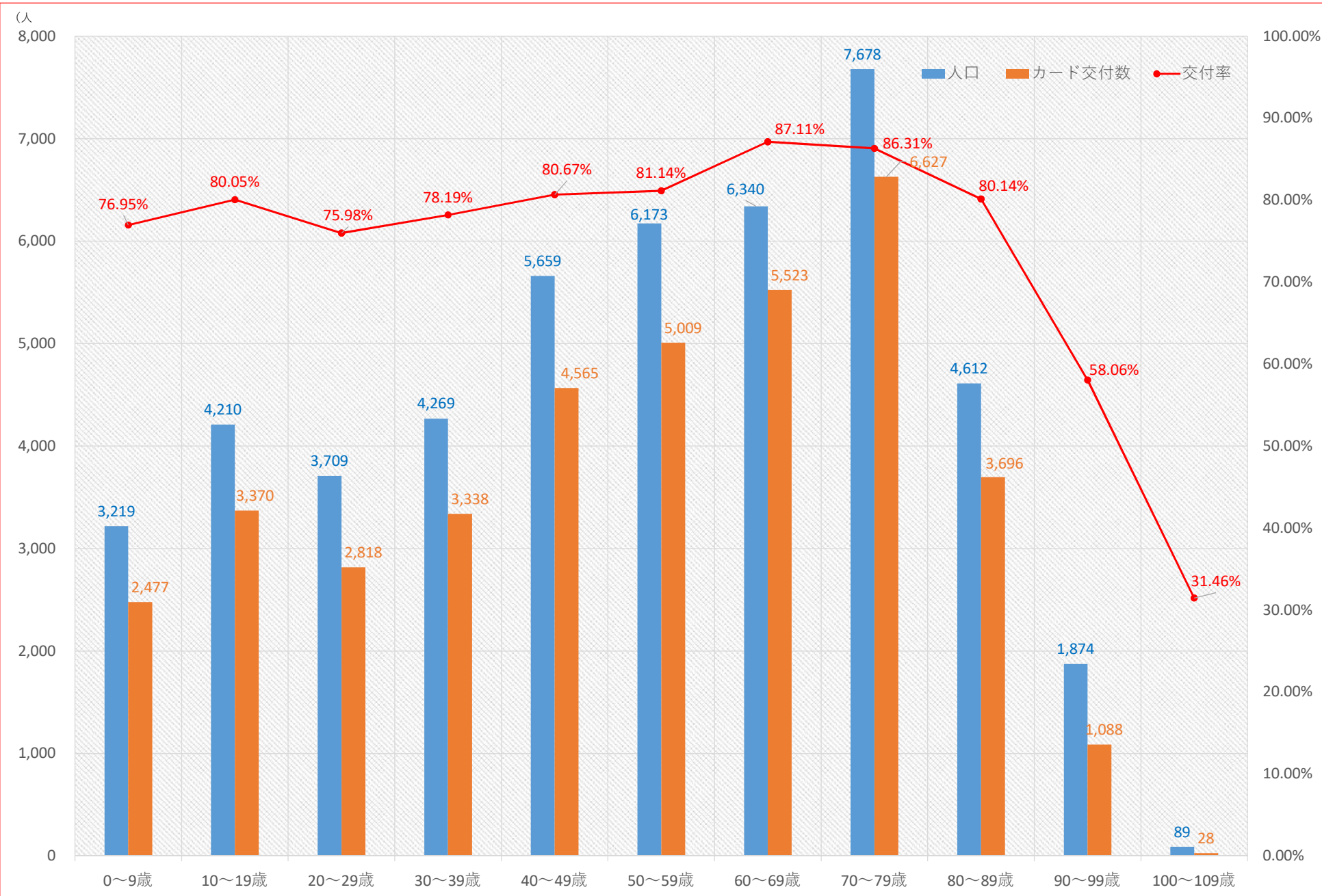
年齢	人口(人)			交付枚数(枚)			交付枚数率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
70	350	360	710	289	313	602	82.57%	86.94%	84.79%
71	366	383	749	318	349	667	86.89%	91.12%	89.05%
72	384	389	773	325	339	664	84.64%	87.15%	85.90%
73	387	422	809	339	369	708	87.60%	87.44%	87.52%
74	427	458	885	380	406	786	88.99%	88.65%	88.81%
75	410	477	887	348	415	763	84.88%	87.00%	86.02%
76	426	437	863	360	381	741	84.51%	87.19%	85.86%
77	432	464	896	367	387	754	84.95%	83.41%	84.15%
78	283	308	591	240	268	508	84.81%	87.01%	85.96%
79	216	299	515	184	250	434	85.19%	83.61%	84.27%
80	236	323	559	209	280	489	88.56%	86.69%	87.48%
81	212	346	558	186	293	479	87.74%	84.68%	85.84%
82	202	325	527	168	265	433	83.17%	81.54%	82.16%
83	207	291	498	179	246	425	86.47%	84.54%	85.34%
84	199	281	480	172	226	398	86.43%	80.43%	82.92%
85	144	259	403	108	208	316	75.00%	80.31%	78.41%
86	139	217	356	110	162	272	79.14%	74.65%	76.40%
87	141	274	415	113	206	319	80.14%	75.18%	76.87%
88	107	273	380	82	186	268	76.64%	68.13%	70.53%
89	108	328	436	83	214	297	76.85%	65.24%	68.12%
90	108	218	326	78	133	211	72.22%	61.01%	64.72%
91	110	230	340	82	146	228	74.55%	63.48%	67.06%
92	68	200	268	52	118	170	76.47%	59.00%	63.43%
93	54	165	219	40	86	126	74.07%	52.12%	57.53%
94	51	133	184	39	65	104	76.47%	48.87%	56.52%
95	32	145	177	20	69	89	62.50%	47.59%	50.28%
96	27	105	132	13	53	66	48.15%	50.48%	50.00%
97	26	68	94	13	25	38	50.00%	36.76%	40.43%
98	9	72	81	4	28	32	44.44%	38.89%	39.51%
99	10	43	53	6	18	24	60.00%	41.86%	45.28%
100	3	32	35	0	9	9	0.00%	28.13%	25.71%
101	3	24	27	1	6	7	33.33%	25.00%	25.93%
102	2	9	11	1	4	5	50.00%	44.44%	45.45%
103	0	9	9	0	5	5	0.00%	55.56%	55.56%
104	0	5	5	0	2	2	0.00%	40.00%	40.00%
105	0	2	2	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
106	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
107	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
108	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
109	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
合計	23,105	24,727	47,832	18,478	20,061	38,539	79.97%	81.13%	80.57%

合計世帯数(件)	23,052
----------	--------

交付世帯数(枚)	19,158	交付世帯率	83.11%
----------	--------	-------	--------

世帯主交付数(枚)	18,331	世帯主交付率	79.52%
-----------	--------	--------	--------

マイナンバーカード年齢別交付数・交付率（令和7年1月31日現在）



款	項	目				
2	3	1	担当部局・課名	市民部 市民課		
事業区分		継続事業（拡充）		政策 2 安全で快適な生活環境		
事業名			節名称	細節名称	予算額（千円）	
コンビニ交付事業 （戸籍住民基本台帳事務経費）			事業 （経費） 内の主 たる費 目	① 役 務 費	④手数料	468
				② 委 託 料	③施設機器等管理委託料	697
				③ 使用料及び賃借料	⑨その他使用料及び賃借料	720
				④ 負担金、補助及び交付金	④負担金（その他）	2,219
				⑤		
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥（①～⑤の計） ➡ 4,104			
該当ページ 74 / 頁			⑦その他の節など（上記以外）の合計額 * 該当なし"0"を挿入 ➡ 0			
77 / 頁			⑧（⑥＋⑦）事業合計額 ➡ 4,104			
歳入に関する項目	予算額（千円） （⑧）	特定財源内訳（千円）				一般財源（千円）
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 （予定）	4,104				1,200	2,904
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金					
	負担金	住民票証明手数料600千円，印鑑証明手数料600千円				
事業内容 及びその目的 （めざすもの）	本事業は，令和6年2月19日に開始したものでマイナンバーカードを使用し，全国のコンビニエンスストア等に設置のキオスク端末で毎日6時30分から23時まで，「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の取得ができ，マイナンバーカードの普及促進，市民へのサービスの向上を図ることを目的としている。なお，税証明等については基幹業務システムの標準化後，令和8年以降に採用する予定である。					
事業の積算根拠等 （詳細説明） 事業一覧表／状況写真／図面等	①11.役務費（④手数料） 468千円 証明書等自動交付サービス委託手数料（コンビニ） 117円×4,000通=468,000円 ②12.委託料（③施設機器等管理委託料） 697千円 コンビニ交付連携 A P サーバ年間サポート 定額696,520円 ③13.使用料及び賃借料（⑨その他使用料及び賃借料） 720千円 BCL証明発行機能利用料（J-lisへ） 180円×4,000通=720,000円 ④18.負担金，補助及び交付金（④負担金（その他）） 2,219千円 J-lisへの証明書等自動交付サービス運営負担金 定額 2,218,741円					
別添資料						
無						
（一覧表／図面等）						
 						
継続事業＞過去実績を検証して，変更した点（ICTの導入，DX等による手続きの簡素化，事業内容見直し，対象者拡大など）または，継続としたその主な理由（要綱等の定め，費用対効果が大い，対象が限定的，地域等との協議に基づく取組など）						
市民からの要望が多いサービスであり，市民サービスの向上に繋がる。						

款	項	目				
2	3	1	担当部局・課名	市民部 市民課		
事業区分	新規事業		—			
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)	
戸籍への振り仮名記載事業 (戸籍住民基本台帳事務経費)			① 給 料	③会計年度任用職給	7,711	
			② 職員手当等	⑬一般職期末手当	609	
			③ 需 用 費	④印刷製本費	5,197	
			④ 役 務 費	①通信運搬費	4,420	
			⑤ 委 託 料	①業務委託料 (物件費)	4,695	
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) →		22,632	
該当ページ		74 / 頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →		2,110	
		77 / 頁	⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →		24,742	
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定)	24,742	14,311				10,431
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金14,311千円 (10/10)				
	県支出金					
	負担金					
事業内容 及びその目的 (めざすもの)	【背景】令和5年6月2日に戸籍法の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月9日に交付された。この改正法による改正戸籍法の施行 (施行日令和7年5月26日) により、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名を追加する。氏名の振り仮名表記は官民の手続きを問わず、本人を同定するための各種申請において必要とされている。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	①02.給料 (③会計年度任用職給) 7,711千円 一般事務員2人 (本庁, 1年間) 183,600円×12月×2人 = 4,406,400円 システム入力・電話対応など 一般事務員9人 (本庁2人・各支所1人, 窓口対応の集中する2か月のみ任用) 183,600円×2月×9人 = 3,304,800円 ②03.職員手当等 (⑬一般職期末手当) 609千円 304,317円/年×2人 = 608,634円 ③10.需用費 (④印刷製本費) 5,197千円 戸籍振り仮名通知に係る印刷費用 5,196,730円 ④11.役務費 (①通信運搬費) 4,420千円 戸籍振り仮名通知書を発送するための郵送料 85円×52,000通 = 4,420,000円 ⑤12.委託料 (①業務委託料 (物件費)) 4,695千円 戸籍振り仮名記録の一括処理を可能にするための戸籍システム改修 4,694,800円 ⑦その他の経費 2,110千円 03.職員手当等 (②地域手当) 155千円 3,672円×12月×2人 + 3,672円×2月×9人 = 154,224円 03.職員手当等 (④通勤手当) 299千円 7,100円×12月×2人 + 7,100円×2月×9人 = 298,200円 03.職員手当等 (⑥時間外勤務手当) 77千円 1,517円×8時間×2人 + 1,638円×16時間×2人 = 76,688円 03.職員手当等 (⑭勤勉手当) 512千円 255,625円/年×2人 = 511,250円 10.需用費 (①消耗品費) 43千円 事務用品等 42,262円 12.委託料 (③施設機器等管理委託料) 58千円 戸籍システム保守1台 (戸籍振り仮名記載用) 4,390円×1.1×12月 = 57,948円 17.備品購入費 (②機械器具費) 966千円 戸籍システム機器1台購入費 (戸籍振り仮名記載用) 966,207円					
別添資料	戸籍システム保守1台 (戸籍振り仮名記載用) 4,390円×1.1×12月 = 57,948円					
無	17.備品購入費 (②機械器具費) 966千円					
(一覧表/図面等)	戸籍システム機器1台購入費 (戸籍振り仮名記載用) 966,207円					
継続事業> 過去実績を検証して、変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または、継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)						
「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」, 「戸籍法」などに基づく「法定受託事務」として義務付けられている。						

款	項	目	担当部局・課名			
2	3	1	市民部 市民課			
事業区分		その他事業（管理部門経費等）		—		
事業名			節名称	細節名称	予算額（千円）	
戸籍住民基本台帳事務経費			① 給 料	③会計年度任用職給	11,292	
			② 職員手当等	⑬一般職期末手当	2,400	
			③ 需 用 費	①消耗品費	1,167	
			④ 委 託 料	③施設機器等管理委託料	9,656	
			⑤ 使用料及び賃借料	⑥事務機器等借上料	3,150	
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥（①～⑤の計） → 27,665			
該当ページ 74 / 頁			⑦その他の節など（上記以外）の合計額 * 該当なし"0"を挿入 → 2,999			
77 / 頁			⑧（⑥+⑦）事業合計額 → 30,664			
歳入に関する項目	予算額（千円） （⑧）	特定財源内訳（千円）				一般財源（千円）
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度（予定）	30,664	387	42		20,907	9,328
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金	人口動態事務委託金60千円，中長期在留者居住地届出等事務委託金327千円				
	県支出金	県手数料等徴収業務委託金42千円				
	負担金	戸籍手数料12,639千円，住民票証明手数料5,100千円，印鑑証明手数料2,700千円，諸証明手数料465千円，徴収手数料3千円				
事業内容及びその目的 （めざすもの）	本業務は，法定受託事務として，戸籍法・住民基本台帳法に基づく事務，一般旅券（パスポート）の申請受付等に関する事務，印鑑登録及び廃止に関する事務，人口動態に関する事務，在留管理制度（外国人）に関する事務等を司るもの。					
事業の積算根拠等 （詳細説明） 事業一覧表／状況写真／図面等	①02.給料（③会計年度任用職給） 11,292千円 $188,600円 \times 12月 \times 4人 + 186,600円 \times 12月 \times 1人 = 11,292,000円$ ②03.職員手当等（⑬一般職期末手当） 2,400千円 $480,930円/年 \times 4人 + 475,830円/年 \times 1人 = 2,399,550円$ ③10.需用費（①消耗品費） 1,167千円 改ざん防止用紙・関係書籍等 1,166,712円 ④12.委託料（③施設機器等管理委託料） 9,656千円 戸籍システム保守・住民基本台帳ネットワークシステム保守 9,656,000円 ⑤13.使用料及び賃借料（⑥事務機器等借上料） 3,150千円 戸籍システム再リース・住民基本台帳ネットワークシステム再リース・自治体窓口証明発行システム再リース・IC旅券交付端末機リース 3,150,000円 ⑦その他の経費 2,999千円 03.職員手当等（②地域手当） 226千円 $3,772円 \times 12月 \times 4人 + 3,732円 \times 12月 \times 1人 = 225,840円$ 03.職員手当等（④通勤手当） 195千円 $4,200円 \times 12月 \times 1人 + 10,000円 \times 12月 \times 1人 + 2,000円 \times 12月 \times 1人 = 194,400円$ 03.職員手当等（⑥時間外勤務手当） 158千円 $1,562円 \times 8時間 \times 4人 + 1,687円 \times 16時間 \times 4人 = 157,952円$ 03.職員手当等（⑭勤勉手当） 2,016千円 $403,980円/年 \times 4人 + 399,696円/年 \times 1人 = 2,015,616円$ 08.旅費（②普通旅費） 30千円 研修・会議等出張旅費 29,180円 10.需用費（④印刷製本費） 246千円 印鑑登録証・窓あき封筒印刷代 246,180円 11.役務費（①通信運搬費） 123千円 FAX通信費・3郵便局複合機撤去費用 122,760円 18.負担金，補助及び交付金（①負担金（補助費）） 7千円 戸籍協議会負担金					
別添資料	無					
（一覧表／図面等）	無					
継続事業＞過去実績を検証して，変更した点（ICTの導入，DX等による手続きの簡素化，事業内容見直し，対象者拡大など）または，継続としたその主な理由（要綱等の定め，費用対効果が大い，対象が限定的，地域等との協議に基づく取組など） 「住民基本台帳法」，「戸籍法」などに基づく「法定受託事務」として義務付けられている。						



款	項	目																				
3	1	8	担当部局・課名		市民部 市民課																	
事業区分		継続事業		政策 1 健康で安心感のある暮らし																		
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称		予算額 (千円)																	
重度心身障害者医療公費負担事業経費			①	扶 助 費	①扶助費	201,000																
			②																			
			③																			
			④																			
			⑤																			
実施計画No,																						
* 三次市予算に関する説明書		⑥ (①~⑤の計) → 201,000																				
該当ページ		98 / 頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 → 3,766																			
		99 / 頁	⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 → 204,766																			
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (③)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)																
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他																	
令和7年度 (予定) 特定財源内訳	204,766		102,337			102,429																
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称																				
	国庫支出金																					
	県支出金	重度心身障害者医療公費負担事業費補助金100,500千円 (1/2) 重度心身障害者医療公費負担事業施行事務費補助金1,837千円 (1/2)																				
	負担金																					
事業内容 及びその目的 (めざすもの)		本事業は、身体障害者手帳 1 級, 2 級, 3 級または療育手帳④, A, ⑥をお持ちの方で、所得が基準額以下の方の医療費を助成する制度。 医療費の一部を支給することにより保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図る。																				
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表／状況写真／図面等	①19.扶助費 (①扶助費) 201,000千円 (単位: 円, 人)																					
	<table><tr><td></td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (当初予算)</td><td>令和7年度 (当初予算)</td></tr><tr><td>対象者数</td><td>1,491</td><td>1,500</td><td>1,431</td></tr><tr><td>支給額</td><td>199,633,514</td><td>206,871,000</td><td>201,000,000</td></tr></table>							令和5年度 (実績)	令和6年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	対象者数	1,491	1,500	1,431	支給額	199,633,514	206,871,000	201,000,000				
		令和5年度 (実績)	令和6年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)																		
	対象者数	1,491	1,500	1,431																		
	支給額	199,633,514	206,871,000	201,000,000																		
	※令和5年度支給実績等からの支給見込額による。																					
	<table><tr><td>等級</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td></tr><tr><td>身体障害者数</td><td>534</td><td>293</td><td>316</td></tr><tr><td>等級</td><td>④</td><td>A</td><td>⑥</td></tr><tr><td>知的障害者数</td><td>50</td><td>116</td><td>122</td></tr></table>						等級	1級	2級	3級	身体障害者数	534	293	316	等級	④	A	⑥	知的障害者数	50	116	122
	等級	1級	2級	3級																		
	身体障害者数	534	293	316																		
	等級	④	A	⑥																		
知的障害者数	50	116	122																			
助成内容 (自己負担)																						
別添資料																						
無																						
(一覧表／図面等)																						
1 日の負担上限額: 医療機関ごとに200円まで。 1 か月の負担上限額: 医療機関ごとに入院14日, 通院 4 日まで。 ※保険適用外を除き, 保険薬局 (院外処方) での薬剤や補装具は, 自己負担なし。																						
継続事業> 過去実績を検証して, 変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)																						
三次市重度心身障害者医療費支給条例による。																						

款	項	目				
3	1	8	担当部局・課名		市民部 市民課	
事業区分		継続事業		政策 1 健康で安心感のある暮らし		
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称		細節名称	予算額 (千円)
精神障害者医療公費負担事業経費			①	扶 助 費	①扶助費	1,000
			②			
			③			
			④			
			⑤			
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) →			1,000
該当ページ		98 / 頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →			28
		101 / 頁	⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →			1,028
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (③)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定) 特定財源内訳	1,028		513			515
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金	精神障害者医療公費負担事業費補助金500千円 (1/2) 精神障害者医療公費負担事業施行事務費補助金13千円 (1/2)				
	負担金					
事業内容 及びその目的 (めざすもの)		本事業は、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方で、自立支援医療（精神通院医療）の受給者（所得が基準額以下の方）の通院医療費を助成する制度。 医療費の一部を支給することにより地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防のほか、保健の向上及び福祉の増進を図る。				
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表／状況写真／図面等	①19.扶助費（①扶助費） 1,000千円 (単位：円，人)					
			令和5年度 (実績)	令和6年度 (当初予算)	令和7年度 (当初予算)	
	対象者数		10	10	8	
	支給額		633,931	1,000,000	1,000,000	
	※令和5年度支給実績等からの支給見込額による。					
		等級	1級			
		精神障害者数	8			
助成内容（自己負担）						
別添資料	1 日の負担上限額：医療機関ごとに200円まで。					
無	1 か月の負担上限額：医療機関ごとに通院 4 日まで。					
(一覧表／図面等)	※保険適用外を除き、保険薬局（院外処方）での薬剤や補装具は、自己負担なし。					
継続事業＞ 過去実績を検証して、変更した点（ICTの導入、DX等による手続きの簡素化、事業内容見直し、対象者拡大など）または、継続としたその主な理由（要綱等の定め、費用対効果が大い、対象が限定的、地域等との協議に基づく取組など）						
三次市精神障害者医療費支給条例による。						

款	項	目	担当部局・課名			
4	1	5	市民部 環境政策課			
事業区分		継続事業		政策 2 安全で快適な生活環境		
事業名			節名称	細節名称	予算額 (千円)	
脱炭素普及啓発事業			①	報 償 費	②講師謝礼	168
			②	旅 費	①費用弁償	145
			③	旅 費	②普通旅費	38
			④	役 務 費	⑧その他保険料	22
			⑤	委 託 料	①業務委託料 (物件費)	3,310
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) → 3,683			
該当ページ 126 / 頁			⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 → 15			
129 / 頁			⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 → 3,698			
歳入に関する項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定)	3,698				3,600	98
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金					
	負担金	ふるさと創生基金繰入金				
事業内容及びその目的 (めざすもの)	本事業は、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた普及啓発による市民、事業者、行政等の行動変容をめざすもの。主な取組として、未来の環境づくりの主体となる若い世代を育成し、その意思や感性を環境施策に反映するため「みよし未来環境会議」を設置する。また、サステナアンバサダー (中高生) の活動内容や活動成果を広報することで、市民等の環境意識の醸成を図るとともに、各種広報媒体 (ポスター、チラシ等) による一体的な啓発を推進する。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	①07.報償費 (②講師謝礼) 168千円 ・みよし未来環境会議 講師謝礼 2回 61,112円 ・みよし未来環境会議 F W視察謝礼 市内4か所, 市外4か所 105,924円 ②08.旅費 (①費用弁償) 145千円 ・みよし未来環境会議 F W 県内1回, 県外1回 (1泊2日) 145,000円 ③08.旅費 (②普通旅費) 38千円 ・みよし未来環境会議 F W 県内1回, 県外1回 (1泊2日) 37,500円 ④11.役務費 (⑧その他保険料) 22千円 ・みよし未来環境会議 保険料 20回 21,300円 ⑤12.委託料 (①業務委託料 (物件費)) 3,310千円 ・みよし未来環境会議 運営支援業務委託料 1,500,000円 視察バス運行业務委託料 243,100円 ・脱炭素普及啓発事業委託料 (ポスター2種, チラシ2種) 1,566,400円 ⑦その他の経費 15千円 ・会議お茶代 100円×10人×15回 15,000円					
別添資料	   					
無 (一覧表/図面等)						
継続事業＞過去実績を検証して、変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または、継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大きい, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)						
「環境基本法」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」による。また、令和7年3月定例会提出の「みよし未来環境条例 (案)」に基づく基本的施策を推進するもの。						

款	項	目				
4	1	5	担当部局・課名		市民部 環境政策課	
事業区分		新規事業		政策 2 安全で快適な生活環境		
事業名			事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)
わんにゃんサポーター設置事業				① 報 償 費	②講師謝礼	37
				② 需 用 費	①消耗品費	60
				③ 役 務 費	⑧その他保険料	8
				④		
実施計画No,			⑤			
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) →			105
該当ページ			⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →			0
			⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →			105
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定) 特定財源内訳	105		37			68
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金	野良犬・野良猫対策事業補助金37千円 (10/10)				
	負担金					
事業内容 及びその目的 (めざすもの)		「わんにゃんサポーター」は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、犬・猫の愛護管理活動について、県から委嘱されている広島県動物愛護推進員との連携強化や取組の充実を図ることを目的に新たに設置するもの。				
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表／状況写真／図面等		①07.報償費 (②講師謝礼) 37千円【全額県補助金】 ・サポーター研修会 講師謝礼 2回 12,222円 ・サポーター参加希望者向け講習会 講師謝礼 4回 24,444円 ②10.需用費 (①消耗品費) 60千円 ・ネコ保護器, 捕獲誘導用ペットフードなど 60,000円 ③11.役務費 (⑧その他保険料) 8千円 ・サポーター活動保険 8,000円  				
別添資料		無				
(一覧表／図面等)						
継続事業＞過去実績を検証して、変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)						
「動物の愛護及び管理に関する法律」などに基づく自治事務として位置付けられている。動物愛護推進員とは、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど地域に根ざした動物愛護管理活動を行う者で、同法に基づき県が委嘱した者をいう。						

款	項	目				
4	1	5	担当部局・課名		市民部 環境政策課	
事業区分		継続事業		政策 2 安全で快適な生活環境		
事業名			事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	
希少野生動植物保護事業			①	報 償 費	②講師謝礼	
			②	旅 費	②普通旅費	
			③	需 用 費	①消耗品費	
			④	需 用 費	③食糧費	
			⑤	負担金, 補助及び交付金	⑤補助金 (補助費)	
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) →			
該当ページ 126 / 頁			⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →			
129 / 頁			⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →			
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定)	268					268
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金					
	負担金					
事業内容 及びその目的 (めざすもの)	本事業は、希少野生動植物の保護活動の推進及び普及啓発を図るとともに、保護活動団体の育成を推進するもの。 令和6年度に引き続き、清流や里山など本市の豊かな自然環境を学び体験する機会を通して、環境保全に対する関心や 理解を深めることを目的として、市内の希少野生動植物保護活動団体等による実行委員会が開催する「みよし自然環境 体験」を支援する。					
事業の積算根 拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状 況写真/図面等	①07.報償費 (②講師謝礼) 30千円 ・希少野生動植物に関する研修講師謝礼 1回 30,000円 ②08.旅費 (②普通旅費) 6千円 ・希少野生動植物の保護活動視察 県内1回 5,500円 ③10.需用費 (①消耗品費) 80千円 ・希少野生動植物保護活動啓発看板 @5,000円×10枚 = 50,000円 ・ブッポウソウ巣箱 @3,000円×10個 = 30,000円 ④10.需用費 (③食糧費) 2千円 ・希少野生動植物保護活動団体等会議 2回 2,000円 ⑤18.負担金, 補助及び交付金 (⑤補助金 (補助費)) 150千円 ・みよし自然環境体験補助金 150,000円					
別添資料						
無						
(一覧表/ 図面等)						



継続事業＞過去実績を検証して、変更した点（ICTの導入、DX等による手続きの簡素化、事業内容見直し、対象者拡大など）または、継続としたその主な理由（要綱等の定め、費用対効果が大い、対象が限定的、地域等との協議に基づく取組など）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。「地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」による。また、希少野生動植物保護活動団体等が実行委員会を設置し主体的に取り組むことで、保護活動団体の育成を推進するとともに保護活動の普及啓発を図る。

款	項	目				
4	1	5	担当部局・課名		市民部 環境政策課	
事業区分		継続事業		政策 2 安全で快適な生活環境		
事業名			事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)
生活用水施設整備補助事業				① 負担金, 補助及び交付金	⑥補助金 (建設単独)	8,000
				②		
				③		
				④		
				⑤		
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) →			8,000
該当ページ		126 / 頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →			0
		129 / 頁	⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →			8,000
歳入に関する項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定)	8,000				8,000	0
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金					
	負担金	過疎地域持続的発展基金繰入金8,000千円				
事業内容及びその目的 (めざすもの)	本事業は、水道が整備されていない地域（給水区域外）などで日常生活に必要な生活用水をあらたにボーリング等で確保しようとする場合、または新たに水質改善しようとする場合に費用の一部を補助するもの。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表／状況写真／図面等	①18.負担金, 補助金及び交付金 (⑥補助金 (建設単独)) 8,000千円 ・補助金A ボーリング等 500,000円×14件=7,000,000円 ・補助金B 水質改善機器取付等 200,000円×4件=800,000円 ・補助金C 団体補助 200,000円×1件=200,000円					
						
別添資料	【補助金 A・B・C】ボーリング等・水質改善に対する補助金					
無 (一覧表／図面等)	対象	水道事業の給水区域外で生活用水の供給を受ける住居に住所を有する方				
	申請別	個人		団体		
	対象戸数	1戸～3戸		4戸～10戸		
	内容	補助率	2分の1		2分の1	
		取水等	A 限度額：1戸あたり50万円		C 限度額：150万円 ※5戸以上加算	
水質改善	B 限度額：1戸あたり35万円		—			
申請方法	環境政策課環境政策係または各支所の窓口で直接手続き					
継続事業＞ 過去実績を検証して、変更した点（ICTの導入、DX等による手続きの簡素化、事業内容見直し、対象者拡大など）または、継続としたその主な理由（要綱等の定め、費用対効果が大い、対象が限定的、地域等との協議に基づく取組など）						
「水道法」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。」による。給水区域外などでの生活用水確保に寄与する補助事業として、引き続き本事業の取組に努めていく。						

款	項	目																																																																																																																		
4	2	2	担当部局・課名	市民部 環境政策課																																																																																																																
事業区分		継続事業 政策 2 安全で快適な生活環境																																																																																																																		
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)																																																																																																															
次期一般廃棄物最終処分場整備事業 (候補地選定業務)			① 委 託 料	①業委託料 (物件費)	5,555																																																																																																															
			②																																																																																																																	
			③																																																																																																																	
			④																																																																																																																	
			⑤																																																																																																																	
実施計画No,																																																																																																																				
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) → 5,555																																																																																																																	
該当ページ		130 /頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 → 0																																																																																																																	
		133 /頁	⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 → 5,555																																																																																																																	
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)																																																																																																														
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他																																																																																																															
令和7年度 (予定)	5,555					5,555																																																																																																														
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称																																																																																																																		
	国庫支出金																																																																																																																			
	県支出金																																																																																																																			
	負担金																																																																																																																			
事業内容 及びその目的 (めざすもの)	本事業は、市が決定した次期最終処分場の候補地の地元合意を得るため、地元及び周辺地区に対する説明会資料等を作成するもの。																																																																																																																			
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表／状況写真／図面等	①12.委託料 (①業務委託料 (物件費)) 5,555千円 次期最終処分場図面等資料作成業務委託料 5,555,000円																																																																																																																			
	次期最終処分場の整備工程 <table><thead><tr><th colspan="2">項 目</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th><th>R13</th><th>R14</th><th>R15</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">次期 最終処分場 整備事業</td><td>候補地選定</td><td colspan="2">■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地元交渉</td><td></td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>循環型社会形成推進地域計画</td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>調査・設計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr><tr><td>供用開始</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td></tr><tr><td rowspan="2">現処分場</td><td>埋立処分</td><td colspan="11">■</td></tr><tr><td>焼却残渣等の外部搬出</td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td></tr></tbody></table>						項 目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	次期 最終処分場 整備事業	候補地選定	■											地元交渉			■									循環型社会形成推進地域計画				■								調査・設計					■	■	■	■				建設工事								■	■	■	■	供用開始											■	現処分場	埋立処分	■											焼却残渣等の外部搬出			■	■	■	■	■	■	■	■
項 目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15																																																																																																								
次期 最終処分場 整備事業	候補地選定	■																																																																																																																		
	地元交渉			■																																																																																																																
	循環型社会形成推進地域計画				■																																																																																																															
	調査・設計					■	■	■	■																																																																																																											
	建設工事								■	■	■	■																																																																																																								
	供用開始											■																																																																																																								
現処分場	埋立処分	■																																																																																																																		
	焼却残渣等の外部搬出			■	■	■	■	■	■	■	■	■																																																																																																								
別添資料	無																																																																																																																			
(一覧表／ 図面等)																																																																																																																				
継続事業＞過去実績を検証して、変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または、継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)																																																																																																																				
候補地選定結果として、順位 1 位が「応募地の栗屋地区」、順位2位が「候補地酒屋地区」となった。提言書の内容を尊重し、工程どおり、先ずは応募地栗屋地区で事業が実施できるよう、改めて関係者の皆様に事業説明を実施する。																																																																																																																				

款	項	目					
4	2	2	担当部局・課名		市民部 環境政策課		
事業区分		継続事業		政策 2 安全で快適な生活環境			
事業名			事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)	
下荒瀬最終処分場整備事業				①	工事請負費	①工事請負費	3,344
				②			
				③			
				④			
実施計画No,			⑤				
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) ➡			3,344	
該当ページ			⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 ➡			0	
			⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 ➡			3,344	
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)	
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他		
令和7年度 (予定) 特定財源内訳	3,344			3,300		44	
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称					
	国庫支出金						
	県支出金						
	負担金						
事業内容 及びその目的 (めざすもの)		本事業は、下荒瀬最終処分場について、供用開始から30年以上が経過しており、施設の設備について定期点検結果などに基づく所要の整備を実施し、延命化に向け安定した運転並びに適性に廃棄物処理を行うもの。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表／状況写真／図面等		①14.工事請負費 (①工事請負費) 3,344千円 最終処分場整備工事 (浸出水処理整備更新) 3,344千円 【主な整備内容】 原水ポンプ更新, 揚水ポンプ更新, 雑排水ポンプ更新, 放流流量計更新  下荒瀬最終処分場 浸出水処理施設  浸出水処理施設内部					
別添資料							
無							
(一覧表／図面等)							
継続事業＞過去実績を検証して、変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)							
最終処分場の延命化のための長期整備事業							

款	項	目				
4	2	2	担当部局・課名		市民部 環境政策課	
事業区分		継続事業		政策 2 安全で快適な生活環境		
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称		予算額 (千円)	
塵芥処理経費			①	委 託 料	①業務委託料 (物件費) 581,331	
			②	委 託 料	③施設機器等管理委託料 21,098	
			③	工事請負費	①工事請負費 133,981	
			④			
実施計画No,		⑤				
* 三次市予算に関する説明書		⑥ (①~⑤の計) ➡			736,410	
該当ページ		130 / 頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 ➡			85,672
		133 / 頁	⑧ (⑥+⑦) 事業合計額 ➡			822,082
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定) 特定財源内訳	822,082		829	131,100	60,921	629,232
	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金	地域廃棄物対策支援事業費補助金829千円				
	負担金	一般廃棄物処理手数料32,500千円, 資源物売払収入22,500千円, 資源物有償入札拠出金配分金5,900千円, 自動販売機設置負担金21千円				
事業内容 及びその目的 (めざすもの)	本事業は, 市民の生活環境を保全するため, 一般廃棄物に係わる収集運搬, 処理施設における運転管理, 資源化等を業務委託し, 適正な業務実施により市民の快適な生活を確保するもの。なお, 処理施設については保守点検を行い, 機能維持に必要な補修工事を行う。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	①12.委託料 (①業務委託料 (物件費)) 581,331千円 (1) 焼却施設等運転管理業務委託料 183,546千円【債務負担行為】 (2) 最終処分場埋立処理業務委託料 12,000千円【債務負担行為】 (3) 収集運搬業務委託料 300,222千円【債務負担行為】 (4) 資源物処理業務委託料 81,047千円 (5) 環境調査業務委託料 1,433千円 (6) その他 (交通整理業務, 排水路清掃業務) 3,083千円					
	②12.委託料 (③施設機器等管理委託料) 21,098千円 (1) 最終処分場運転維持管理業務 19,371千円【債務負担行為】 (2) 施設警備委託 729千円【長期継続契約 令和8年度まで】 (3) シャッター保守点検業務 319千円 (4) その他 (消防設備点検, 自動ドア保守点検ほか) 679千円					
	③14.工事請負費 (①工事請負費) 133,981千円 (1) 三次環境クリーンセンター定期補修工事 97,120千円 (焼却施設 耐火物の劣化に伴う補修工事など) (2) 三次環境クリーンセンター電気計装設備整備工事 33,990千円【債務負担行為】 (3) 三次環境クリーンセンターシャッター工事 1,621千円 (4) 下荒瀬最終処分場内排水路修繕工事 1,250千円					
別添資料	無					
(一覧表/図面等)						
継続事業> 過去実績を検証して, 変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)						
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。「市町村は, その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り, 及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに, 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては, 職員の資質の向上, 施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」による。						



焼却施設

款	項	目	担当部局・課名			
4	2	2	市民部 環境政策課			
事業区分		継続事業 政策 2 安全で快適な生活環境				
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称 予算額 (千円)		
ごみ減量化推進経費			① 需用費	①消耗品費 196		
			② 工事請負費	①工事請負費 1,300		
			③ 負担金, 補助及び交付金	⑤補助金 (補助費) 1,914		
			④ 負担金, 補助及び交付金	⑥補助金 (建設単独) 860		
			⑤			
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書			⑥ (①~⑤の計) →	4,270		
該当ページ 130 / 頁			⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →	89		
133 / 頁			⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →	4,359		
歳入に関する項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)			一般財源 (千円)	
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定)	4,359		1,812		2,547	0
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金	地域廃棄物対策支援事業費補助金1,812千円				
	負担金	ごみ減量化対策協力金2,483千円, 特定用家庭機器引取手数料4千円, 不燃ごみリユース収入60千円				
事業内容及びその目的 (めざすもの)	【不法投棄防止設備設置工事】 不法投棄が多発する箇所に防止ネット柵を設置をし, 不法投棄しにくい対策を行う。 【地域エコ活動推進事業】 住民自治組織と協働し, 多様な環境課題への取組みを支援。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	⑩10.需用費 (①消耗品費) 196千円 (1) 不法投棄防止看板 127,600円 (2) メッシュケース 他 67,402円 ⑭14.工事請負費 (①工事請負費) 1,300千円 (1) 設備整備工事 (不法投棄防止柵設置工事) 1,300,000円 ⑮18.負担金, 補助及び交付金 (⑤補助金 (補助費)) 1,914千円 (1) 不法投棄廃棄物回収事業補助金 114,000円 (2) 地域エコ活動推進事業補助金 1,799,320円 ⑯18.負担金, 補助及び交付金 (⑥補助金 (建設単独)) 860千円 (1) 家庭系一般廃棄物集積所整備事業補助金 860,000円					
別添資料	 不法投棄防止柵 設置前  不法投棄防止柵 設置状況  不法投棄防止学習会  不法投棄防止パトロール					
無						
(一覧表/図面等)						

継続事業＞過去実績を検証して, 変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく「自治事務」として位置付けられている。「市町村は, その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り, 及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに, 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては, 職員の資質の向上, 施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」による。

款	項	目				
7	1	4	担当部局・課名	市民部 市民課		
事業区分		継続事業 政策 2 安全で快適な生活環境				
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)	
消費者行政推進経費			① 報酬	④会計年度任用職員報酬	2,456	
			② 職員手当等	⑬一般職期末手当	333	
			③ 職員手当等	⑭勤勉手当	280	
			④ 旅 費	①費用弁償	309	
			⑤ 需 用 費	①消耗品費	910	
実施計画No,						
* 三次市予算に関する説明書		⑥ (①~⑤の計) →			4,288	
該当ページ	158 / 頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →			11	
	159 / 頁	⑧ (⑥ + ⑦) 事業合計額 →			4,299	
歳入に関する項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和7年度 (予定)	4,299		900			3,399
特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金					
	県支出金	地方消費者行政活性化事業補助金900千円				
	負担金					
事業内容 及びその目的 (めざすもの)	本業務は、消費者安全法等に基づき、「三次市消費生活センター」を設置し、消費生活相談員による消費生活に関する苦情やトラブルなどの相談を実施。また、消費者への注意喚起として、市内全戸にチラシを配布するなどの消費者啓発事業を実施。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	①01.報酬 (④会計年度任用職員報酬) 2,456千円 消費生活相談員1人 報酬200,600円×12月=2,407,200円 地域手当相当分 48,144円 ②03.職員手当等 (⑬一般職期末手当) 333千円 332,494円×1人=332,494円 ③03.職員手当等 (⑭勤勉手当) 280千円 279,294円×1人=279,294円 ④08.旅費 (①費用弁償) 309千円 通勤手当, 消費者生活相談員高度化研修・養成研修等 308,120円 ⑤10.需用費 (①消耗品費) 910千円 市内全戸配布啓発用チラシ・消費生活啓発グッズ等 909,920円 ⑦その他の経費 1 1 千円 08.旅費 (②普通旅費) 7,560円 消費者行政主管課長研修等 18.負担金, 補助及び交付金 (①負担金 (補助費)) 3千円 研修会負担金 2,940円 【消費者啓発事業】 市内全戸に消費生活に関する啓発チラシを配布。 来庁者へ啓発グッズを配布。 【消費生活相談】 消費生活センターに消費生活相談員を配置し消費生活相談を実施。					
別添資料						
無						
(一覧表/図面等)						
 						
継続事業＞過去実績を検証して、変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または、継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大きい, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)						
「消費者安全法」などに基づく「自治事務」として義務付けられている。 消費者を取り巻く環境はサービスの多様化や情報化の進展等により大きく変化しており、消費者が安全に安心して暮らしていけるよう消費生活に関する相談体制の充実を図る必要がある。						